

(例規 25)

陸幕人計第 215 号  
昭和 53 年 7 月 25 日

|    |                               |                              |
|----|-------------------------------|------------------------------|
| 改正 | 昭和 59 年 12 月 14 日 陸幕人計第 442 号 | 平成元年 5 月 20 日 陸幕人計第 151 号    |
|    | 平成 15 年 3 月 31 日 陸幕人計第 173 号  | 平成 16 年 3 月 26 日 陸幕人計第 149 号 |
|    | 平成 17 年 3 月 30 日 陸幕人計第 179 号  | 平成 18 年 7 月 26 日 陸幕法第 127 号  |
|    | 平成 19 年 3 月 28 日 陸幕法第 61 号    | 平成 21 年 2 月 3 日 陸幕法第 10 号    |
|    | 平成 22 年 3 月 23 日 陸幕人計第 185 号  | 平成 30 年 3 月 27 日 陸幕人教第 192 号 |
|    | 令和 3 年 6 月 2 日 陸幕人教第 405 号    |                              |

陸上総隊司令官  
各 方 面 総 監 殿  
各 部 隊 長  
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長  
(公印省略)

き章の付与及び着用について (通達)

標記について、「自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令の一部を改正する訓令」(昭和 53 年防衛庁訓令第 27 号)の制定に伴い「自衛隊の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令」(昭和 49 年防衛庁訓令第 6 号)の規定に基づくき章の着用要領については下記により実施されたい。

なお、陸幕 1 第 223 号 (49. 4. 30) 「き章の着用について (通達)」は廃止する。

## 記

### 1 き章の付与について

- (1) 「自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令」(昭和 49 年防衛庁訓令第 6 号) (以下、訓令という。) 別表第 1 及び別表第 2 に規定するレンジャーき章、不発弾処理き章、特殊作戦き章、狙撃き章、爆発装置処理き章、体力き章、射撃き章、格闘き章及びスキーき章について「自衛官服装規則」(昭和 32 年防衛庁訓令第 4 号) 第 23 条の規定に基づき陸上幕僚長の定める事項は、次のとおりとする。

| き章名      | 着用者   | 着用区分  |
|----------|---|---|
| レンジャーき章  | 陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達に定める課程教育（幹部特技課程「レンジャー（A）・（B）」、「空挺レンジャー（A）・（B）」及び初級陸曹特技課程「空挺レンジャー」）及び幹部集合教育「レンジャー教官」並びに部隊集合教育（「幹部レンジャー」及び「レンジャー」）を修了しレンジャー特技を付与された者 | き章の「金色のもの」をレンジャーき章甲とし、幹部特技課程「レンジャー（A）・（B）」、「空挺レンジャー（A）・（B）」及び幹部集合教育「レンジャー教官」を修了し「教官適任証」を付与された者が着用し、「いぶし銀色のもの」をレンジャーき章乙とし、その他のレンジャー特技保有者が着用する。 |
| 不発弾処理き章  | 1 陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達に定める課程教育（幹部弾薬・初級陸曹弾薬・生徒弾薬専攻）を修了し不発弾処理技能証を付与された者  |   |
|          | 2 外国軍隊の教育において不発弾処理技能証を付与された者  |   |
| 特殊作戦き章   | 陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達に定める特殊作戦に関する教育訓練を修了した者又は外国軍隊において特殊作戦に関する教育訓練を修了した者のうち、特殊作戦群に所属する者  |   |
| 狙撃き章     | 陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達に定める課程教育（狙撃（A）又は狙撃（B））を修了し狙撃特技を付与された者  |   |
| 爆発装置処理き章 | 陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達に定める課程教育（幹部爆発装置処理又は初級陸曹爆発装置処理）を修了した者   |   |
| 体力き章     | 陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（陸上自衛隊達第110—1号）第26条に定める体力検定において、体力き章授与資格を取得した者   |   |
| 射撃き章     | 陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達第25条に定める射撃検定において、小火器の射撃検定の特級又は準特級の資格を取得した者   | き章の「照星部金色のもの」を射撃き章甲とし、特級の資格を取得した者が、「照星部銀色のもの」を射撃き章乙とし、準特級の資格を取得した者が着用する。  |

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 格闘き章  | 陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達第27の2に定める格闘検定において、上級指導官及び部隊指導官の資格を取得した者並びに第27条の3に定める逮捕術検定において、逮捕術指導官の資格を取得した者 | き章の「盾と2先の剣の金色のもの」を格闘き章甲とし、上級指導官の資格を取得した者が、「盾と2先の剣の銀色のもの」を格闘き章乙とし、部隊指導官及び逮捕術指導官の資格を取得した者が着用する。 |
| スキーき章 | 陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達第27条に定めるスキー検定において、上級スキー指導官及び部隊スキー指導官の資格を取得した者                                 | き章の「雪の結晶の金色のもの」をスキーき章とし、上級スキー指導官の資格を取得した者が、「雪の結晶の銀色のもの」をスキーき章乙とし、部隊スキー指導官の資格を取得した者が着用する。      |

(2) き章の着用者は、訓令別表第2に定めるところによる。

## 2 き章の着用要領について

- (1) 募集広報き章で、訓令別表第1図1—1に規定されたものは冬服（第1種夏服、第2種夏服、第3種夏服）上衣及び女性冬服（女性第1種夏服、女性第2種夏服、女性第3種夏服）上衣に、別表第1図1—2に規定されたものは特殊勤務服装の背広左えりの飾り穴に着用するものとする。
- (2) 訓令に定められたき章の金属製のものは冬服（第1種夏服、第2種夏服、第3種夏服）上衣及び女性冬服（女性第1種夏服、女性第2種夏服、女性第3種夏服）上衣に、布製のものは作業服上衣及び特殊服装（防暑服装及び戦闘服装（市街地用、評価支援隊用及び遊泳斥候用を除く））上衣に着用するものとする。

## 3 事務官等の募集広報き章の着用について

自衛隊地方協力本部の事務官等で募集広報業務に従事することを命ぜられた者には、訓令別表第1図1—2に規定する募集広報き章を着用させるものとし、自衛隊地方協力本部長が貸与する。

## 4 募集広報き章の保管等について

自衛隊地方協力本部長は、募集広報き章の貸出し、返納等保管の状況を明らかにしておくため「募集広報き章保管簿」を作成するものとする。募集広報き章保管簿は永久保管とする。

## 5 特殊作戦き章の着用について

特殊作戦き章は、自衛隊の施設内において特殊作戦群長が必要と認める場合に着用するものとする。